

## 国立大学法人 豊橋技術科学大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）は、本学が保有する資産等の有効活用を通じて新たな財源を確保し、安定した財政基盤を確立するとともに、本学の教育研究環境の充実および教育研究活動の活性化を図ることを目的として、本学の保有施設に対するネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人、その他の団体または個人事業主（以下「法人等」という。）を、以下のとおり募集します。

### 1. ネーミングライツ・パートナー

ネーミングライツ・パートナーは、対象施設へ別称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）を命名することができます。

### 2. 対象施設

別表1をご参照ください。

### 3. ネーミングライツ・パートナーの募集概要

#### （1）契約期間とネーミングライツ料について

- ① 契約期間 : 2026年4月1日から2年以上5年以内  
(期間は年単位とする)

- ② ネーミングライツ料 : 対象施設に対してネーミングライツを付与する対価として、年間契約額（税別）をお支払いいただきます。  
金額は応募者より提案を受け、選定基準のひとつとします。

#### （2）応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー等」という。）。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 反社会的、極端な政治的、宗教的または社会的主張を広く発信している法人等、又は一般に広くその存在が知れ渡り本法人の品位を損なうおそれのある

問題等を起こしているもの

- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 消費者金融，商品先物取引に関するもの，たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む），賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う団体
- ⑧ 特定の政治，宗教又は思想等の活動を行う団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑩ 国税，地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 豊橋技術科学大学が発注する契約に係る取引停止等に関する要領（平成19年3月30日制定）により契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中のもの
- ⑫ 契約を締結する能力を有しないもの
- ⑬ その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと大学が認めるもの

### （3）別称等の付与

- ① 命名する別称等は大学施設にふさわしい別称等とし、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②次に掲げるものは認められません。
  - イ) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ロ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ハ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ニ) 特定の政治，宗教又は思想等に関するもの
  - ホ) 本法人又は本法人以外の個人，団体若しくは組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

- へ) 著作権, 商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- ト) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- チ) 風営法第2条に規定する営業に関するもの
- リ) 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- ヌ) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ル) たばこの広告や喫煙を促すもの
- ヲ) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ワ) 個人の名刺広告に関するもの
- カ) その他表記する別称等として適当でないと大学が認めるもの

- ③ 別称等並びに別称等の看板・標識等のサイン及びインフォメーションボード等(以下「サイン等」という。)は、本学で審議の上、最終決定しますので、別称等及びサイン等の変更を求めることがあります。
- ④ ネーミングライツ・パートナーからの契約期間中の別称等の変更は混乱を避けるため、原則できません。

#### (4) その他の特典等

ネーミングライツ・パートナーには、次に掲げる特典があります。

- ① 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他希望される条件等があれば、応募時にご提案いただくことができます。

※詳細な内容については、本学との事前協議が必要となります。

特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

#### (5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用は

ネーミングライツ・パートナー等の負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要となります。

- ② 契約締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナー等の負担とします。

#### （６）募集期間

２０２５年１１月１０日（月）から２０２６年１月３０日（金）まで  
郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前９時から午後５時までとします。

#### （７）現場見学

現場見学をご希望される場合は、募集期間中に下記８の問合せ先までご連絡ください。

#### （８）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
  - （イ）法人の場合は、法人等の概要を記載した書類
  - （ロ）法人の場合は、定款、寄附行為その他これらに類する書類
  - （ハ）法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
  - （ニ）法人の場合は、直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - （ホ）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

#### （９）選定方法

本学が設置する選定委員会において、次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に

判断して ネーミングライツ・パートナー等の候補者を選定します。なお、すべての応募を、不採用とする場合もあります。

#### 資格要件及び選定基準

| 選定項目 |                         | 資格基準等                                                                                                                           | 判断等 |
|------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 資格要件 | 資格                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募資格を満たしているか。</li> <li>・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・ 経営基盤が安定しているか。</li> </ul> | 適・否 |
|      | 別称等<br>(サイン等を含む)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生及び教職員に受入れられるか。</li> <li>・ 施設のイメージを損なうおそれがないか。</li> </ul>                             | 適・否 |
| 選定基準 | ネーミングライツ<br>料金          | ・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする。                                                                                                        | 金額  |
| 判定   | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。 |                                                                                                                                 | 順位  |

#### (10) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また本学のホームページ等で公表します。

#### 4. 契約の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナー等の候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお契約締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び契約期間等を公表します。

#### 5. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、契約期間年度（4月1日～翌年3月31日）の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度の途中に契約を締結した場合は、契約締結後 1 ヶ月以内に、契約月からその年度末までの月数分のネーミングライツ料（年間額の 1/2 分の 1 に当該月数を乗じた額、千円未満四捨五入）を納入していただきます。

また、契約期間が年度途中で終了する場合は、契約年度の 5 月末までに、契約終了月までの月数分のネーミングライツ料（年間額の 1/2 分の 1 に該当月数を乗じた額、千円未満四捨五入）を一括で納入していただきます。

#### 6. リスクの責任分担

新たに設置した別称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナー等が負うこととします。

#### 7. 契約の解除

ネーミングライツ・パートナー等の社会的信用を著しく損なう行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに契約を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナー等の事情等により別称等の継続が困難な場合は、1 ヶ月以上前に大学へ契約の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はいたしません。

これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー等の負担とします。

#### 8. 申込書の提出先及び問合せ先

豊橋技術科学大学施設課施設マネジメント係

〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

Tel 0532-44-6533 fax 0532-44-6536

Email tutmane@office.tut.ac.jp

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

別表 1 対象施設及び最低希望価格

| 対象施設                                                                                                                                               | 規模   | 最低希望価格<br>(千円/年、税別) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------|
| <p>A－１０１室（大講義室）</p>                                               | 308㎡ | 3,000               |
| <p>図書館／マルチプラザ</p>  <p>※マルチプラザ内の個別エリアをご要望の場合は、上記 8 までお問合せください</p> | 817㎡ | 10,000              |
| <p>福利施設／ひばりラウンジ</p>                                             | 172㎡ | 2,000               |

